

時津町介護予防・日常生活支援総合事業説明会における質問事項／請求に関すること

No.	質問種別	質問事項	回答
1	請求	○月遅れ請求の可否について 総合事業によるサービス提供を行った際の請求に関しては、介護保険給付と同様に請求処理を行うことが可能か。 例) 申請時点で要介護認定となる可能性が完全には否定できないが、要支援の認定を見越して暫定にてサービス事業サービスと保険給付対象のサービスを導入していた。 この場合、要介護の認定がおりると、配布資料18ページに掲載のとおり、サービス事業のサービス費若しくは保険給付対象のサービス費いずれかを全額自己負担にすることとなるため、申請～結果通知が月をまたげば申請を行った月の請求金額が確定せず、請求処理が困難となる。	○月遅れの請求の可否について 総合事業によるサービス提供を行った際の月遅れ請求に関しても、介護保険給付と同様に請求処理を行うことが可能である。
2	請求	○被爆者助成の適用について 現在、被爆者手帳所持者(訪問介護においては低所得被爆者助成受給認定を受けている者)については助成にて実質的にサービス利用に関する自己負担金が発生しないことになっているが、サービス事業開始後についてはどのようなのか。被爆者助成の適用範囲について伺いたい。	○被爆者助成の適用について ・介護予防訪問介護相当サービスについては、これまでどおりの取扱いとなる。 ・訪問型サービスBについては、被爆者助成の適用はない。
3	請求	○通所サービスの利用について 次の事例では、請求はどうなるのか。 要支援2の方が現行相当通所介護を利用する場合、週2回程度を予定していたが体調不良等で予定どおりの回数を利用できなかった場合。	○通所サービスの利用について 現時点では、回数による単価設定は設けていない。 現行通り、利用回数に関わらず、月額包括報酬となる。
4	請求	○総合事業への移行時期について 現在の要支援認定有効期間中にケアプラン見直しのタイミングや変更が必要となった場合、 ①介護予防・日常生活支援総合サービス事業への利用変更となるのか。 ②認定有効期間終了まではケアプラン見直しの際でも予防給付のままでのプラン作成となるのか。	○総合事業への移行時期について ①委託の場合、認定有効期間中の平成29年4月1日からのケアプラン見直しにおいては、本人の意向により、介護予防・日常生活支援サービス事業への利用は可能。 ②貴見のとおり。